第8回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第8回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年8月2日(木)午後6時30分から午後8時00分
開催場所	西公民館 講座室
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長
	(委 員)小森委員、水野委員、松本委員、駒見委員、山野委員、
	藤波委員、加藤委員、稲川委員、芝﨑委員、板橋委員、
	小林委員、近藤委員
会議内容	素案について
	今後の予定について
会議資料	1 川口市市民投票条例修正素案の構成
	2 川口市市民投票条例修正素案
	3 川口市市民投票条例における素案と修正素案の比較
発言内容	1 開会(午後6時30分)
	事務局
	それでは、これより第8回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。
	本日の出席者は全員であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7
	条第2項の規定により、この会議は成立している。
	傍聴希望者については、現在いないが、希望者がいれば、その都度入室
	していただく。
	(机上配付の資料確認)
	委員会開会40分後、傍聴者1名入室する。
	2 修正素案について
	委員長
	本日の議事について、事務局から説明をお願いしたい。
	事務局
	本日と次回の委員会で素案全体を検討していただきたい。これまでの議
	論の結果を反映した修正素案について、資料9に沿ってご説明する。
	第1条は自治基本条例に基づくこと、市民投票の実施に関し必要な事項
	を定めることとした趣旨規定である。
	第2条は第3回委員会で検討していただき、第6項については恣意的な
	判断をする恐れがあるとのご意見から削除するものである。第4、5項に
	ついては、川口市市民参加条例の規定との整合を図り修正した。

第3条は第4回の委員会で、第4条は第5回の委員会で、第5条は第6回の委員会でご検討いただき修正はない。

第6条は市民投票を執行する者と実際の事務を執り行う者を明確にするものである。

第7条は選挙管理委員会が行う投票資格者名簿の調製についての規定で ある。

第8条は第6回の委員会で、ご検討いただいた結果、わかりやすく修正 したものである。

第9条は投票所及びその場所の告示についての規定である。また第8条 が3項構成になったことにより、項の引用が変更となっている。

第10条は投票資格者名簿の登録と投票の規定である。

第11条は投票の当日又は期日前投票の日において、投票資格者でない 者は投票することができないという規定である。

第12条は投票する者は投票所に行くなど投票するときの根本的なルールを定めている。

第13条は第6回の委員会で、ご検討いただいた点字投票についての記載を追加した。それに伴い点字投票への無効規定の適用除外についても記載した。

第14条も第6回の委員会で、ご検討いただき「 の記号を自書しない もの」を無効規定に追加している。

第15条は前回の委員会で、ご検討いただき修正はない。

第16条も前回の委員会で、ご検討いただき「市民の平穏な生活環境が 侵害される」投票運動の禁止を追加した。

第17条では開票所は選挙管理委員会が指定した場所に設け、あらかじめその場所と開票の日時を告示する旨を規定している。

第18条は前回の委員会で検討していただき、修正はない。

第19条は投票結果の告示と市長への報告、市長から請求代表者に通知 する旨の規定である。

第20条は前回の委員会で検討していただき、修正はない。

第21条は第5回の委員会で検討していただき、同一事項の判断の難しさ、それを判断する者の恣意性を排除できないことに多数の意見が出た。 そのため事務局で検討した結果、懸念を払拭する制度構築が困難であり、 この規定がなくても市民投票が乱発されることは、ほぼ無いと想定される ことから削除した。

これにより第22、23条は条番号が繰り上がった。修正素案の第21 条は市民投票条例の規定に定められているもののほか、投票の実施に関す ることは、公職選挙法、同施行令、同施行規則の規定に基づき行われる市 議会議員及び町の選挙の例によることとする規定である。

修正素案の第22条は、市民投票の実施に関する細かな事項は規則で定めるという規定である。

委員長

この修正素案について、また今まで議論していない点について、意見を いただきたい。

委員

第4条で、署名を集めるための期間は決めていたか確認したい。

もう1点、20歳以上の有権者が投票すると議論してきたが、投票資格のない若い人達の意見も無作為抽出のアンケートなどで聞くべきではないか。

事務局

地方自治法で定める直接請求の規定を準用し、規則で規定する予定である。地方自治法施行令第92条第4項により1ヶ月以内である。

若い人の意見については、投票は20歳以上と委員会で決めていただい たので、案件によっては投票と別の制度で、必要に応じ意見をいただく。

委員

第9条、第17条で定める投票所、開票所の場所は通常選挙と同じ場所か。投票所が増える可能性はあるのか。

事務局

選挙と同じ場所で行うことを想定している。投票所の会場が工事中といったことを除き、基本的に増減しない。

委員

第4条の発議要件を緩和してはどうか。

また、第5回の委員会で保留になっていた素案第21条「市民等請求及び市長発議の制限期間」における投票事項の同一性を判断することについては、どのようにするのか。

事務局

市民発議の6分の1という要件は、第5回の委員会で検討していただいた結果をふまえている。

修正前の素案第21条については、第5回の委員会で検討していただい た結果をふまえ、削除するという提案をした。

委員

第8条第2項で他の選挙が行われるときは、投票日を変更できるとあるが、どのような趣旨か。選挙と同日であれば投票率が上がるのではないか。

事務局

同日であると、戸別訪問などの投票運動が公職選挙法に抵触する恐れが あるため、支障がある場合、変更できるという規定である。

委員

では、同日に行わないと規定したほうがよいのではないか、あいまいな 規定になっている。

委員

様々な想定に対応できるよう、この素案の書き方がよいのではないか。

委員

第13条に視覚障害に関する規定をいれるとなると、第14条で点字についてはどのような無効規定が想定できるか。また、その無効事由を条文に記載する必要があるかお聞きしたい。

事務局

点字の無効票と考えられるのは、全く関係ないことを点字で打った場合などが考えられる。点字の無効規定については、規則で定める予定である。

委員

有効か無効かは重要な事項であるため、規則ではなく条例で規定するべきではないか。

また、第13条第4項に「次条の規定にかかわらず」とあると、点字の 無効規定がないことになるのではないか。

事務局

参考にした川崎市では規則で点字の無効規定を定めている。どのような 無効規定にするか検討したい。

委員

規則に委任するのであれば、第13条に無効については規則に委任する といれるべきではないか。

委員長

点字投票の無効規定をどのように定めるか、またそれを条例で定めるの か規則で定めるのかを事務局で検討していただきたい。

副委員長

第13条に、規則に委任すると表記する方向で調整するのか。

委員長

各条項における規則への委任を明確に書くということである。

副委員長

第4条の署名を集めるための期間であるが、どの条文に書かれているか。

事務局

地方自治法第74条第1項に「政令の定めるところにより」とあり、施行令第92条第4項に「告示があつた日から市町村にあっては1ヶ月以内」と規定がある。

委員長

地方自治法第74条第1項については素案で触れていないため、1ヶ月と読みとることができないのではないか。

事務局

直接請求の規定に沿って、規則で定める予定である。

委員長

その旨が条例素案のどこに記載されているのか。

事務局

第22条の規則への委任規定による。

委員長

これでは、読み取れない。第74条第1項を直接条文に規定してしまってはどうか。

事務局

第74条第1項を条文で引くと「50分の1以上の者の連署をもつて」といった余計な部分も引用することになってしまう。第22条の「規則で定める」という全体の規定か、1つずつ委任規定をいれるか規則への委任の表記について検討し、規則で定める。

副委員長

第4条第1項では「地方自治法第74条第6項から~中略~第3項までの規定の例による」とある。これは、準用ではない。準用でなければ厳密ではないので、「第74条の例による」等の規定の仕方で、第74条第1項を適用することができるのではないか。

委員長

それでは、条例における書き方を事務局で次回までに検討して作成をお 願いする。

ところで、条例における書き方はともかくとして、実態内容として、署 名を集める期間は実際1ヶ月でよいのか。

委員

1ヶ月で6分の1を集めるというのは難しいのではないか。

事務局

地方自治法施行令の直接請求の規定では、人口が多い政令市で3分の1 集める場合も1ヶ月である。

委員

川口市は人口が多いが、面積はそれほど大きくないため 1 ヶ月でよいのではないか。

委員

市民投票では市民の関心も高い重要な議題が想定されるため、1ヶ月でよいのではないか。

委員長

他に意見がなければ1ヶ月という期間でよろしいか。

委員

1ヶ月は月によって日数が異なるため、30日でよいのではないか。

事務局

地方自治法施行令では1ヶ月だが、他市では30日、31日と具体的な日数が書いてあるところもある。

委員長

それでは、1か月ということで委員会は決めることにする。1か月あるいは30日という書き方に関しては、事務局で検討して、次回までに提出してもらう。

委員

条文で、公職選挙法や地方自治法の条文を引用していることが多いが、 市民にはわかりにくい。条例の手引きを作成し説明をいれてほしい。

事務局

手引きを作成する予定である。

委員長

条例には、紛れがないように、多少わかりにくくとも法的表現として正 しく規定する。そのような規定内容を市民に分かりやすく解説するために、 手引を作成する。という方針でお願いする。

委員

告示の手続きから一連の流れをわかりやすく教えて欲しい。

事務局

次回、わかりやすく図解して、お示しする。

委員

先日議論した立会人については、具体的に今の時点ではどのようにする と考えているか。

事務局

案件によりケースバイケースで判断し、賛成か反対か不明確な場合は、 例えば明るい選挙推進協議会に推薦していただくなど公平性を保てるよう に立会人を選定したい。

委員長

それでは、修正素案全体を確認する。

第2条については、第4、5項は川口市市民参加条例の規定と整合を図るため修正され、委員会での議論を受け第6項を削除したが、これでよろしいか。

第3条はこのままとし、第4条については6分の1以上の発議でよいか。 また1ヶ月か30日かという期間の表現の仕方、また参照条文についての 条例素案における明記の仕方を検討していただく。

第5、6、7条については特に意見がないようである。第8条については「投票日を変更できる」というあいまいな規定であるが、基本的には選挙と同日を避けるという了解での方向性である。

第9条は通常の選挙で慣行が固まっているようである。第12条はこの ままで、第13、14条については、点字の無効の条例素案における表記 について、事務局に検討していただく。

第15条は素案のままで、16条については委員会での議論を受けて修正された。

第17条については、条例には明記されていないが事実上のルールがあるということであるので、そのような了解の条例素案を理解するものである。

第18条から20条については、特に変更がない。

修正前の素案第21条は議論を受けて削除という提案がされたがよろしいか。

修正素案で繰り上がっての第22条は、この規定があるからといって、 全てを規則に委任できるというわけではなく、条例の精神を受けていない と白紙委任となってしまう。

次回、事務局から検討していただいた結果を伺い、それを審議してパブ リックコメントにかける予定である。よろしいか。

【承認】全員異議なく承認

委員長

それでは、次回までに事務局で懸案事項を検討し、次回、修正した素案を再度提示していただく。

3 今後の予定について

委員長

今後の日程は、どうか。

事務局

第10回の日程について、12月21日か26日で、ご検討いただきたい。事務局としては21日でお願いしたいが、いかがか。

【承認】全員異議なく承認

事務局

では、第10回は12月21日(金)18時30分からキュポ・ラM4階会議室で開催する。次回は9月26日(水)午後6時30分よりキュポ・ラM4階で開催する。

委員長

次回、修正素案を検討し、11月の1カ月間パブリックコメントにかける予定である。

4 閉会(午後8時00分)

委員長

では本日の委員会は、以上で閉会とする。

以上

次回以降日程

次 回 9月26日午後6時30分からキュポ・ラM4階会議室1 次々回 12月21日午後6時30分からキュポ・ラM4階会議室1、2